



市報



おすか

新聞と文化の
公報

61

1954年
4月20日
第1000号
発行所
〒100 東京都千代田区
1-1-1 丸の内ビルヂング
5階

1954年
4月20日
第1000号
発行所
〒100 東京都千代田区
1-1-1 丸の内ビルヂング
5階

1954年
4月20日
第1000号
発行所
〒100 東京都千代田区
1-1-1 丸の内ビルヂング
5階

1954年
4月20日
第1000号
発行所
〒100 東京都千代田区
1-1-1 丸の内ビルヂング
5階

推折した完全実施

「国の介入」ハ未遂せず...

「地下」ヤミ手当

「給与」の空

「給与」の空

「給与」の空

わからぬ賃金格差

「住民参加」の好

「給与」の空

「給与」の空

「給与」の空

春日市職員のお知らせ

市職員の給与については、市議会における給与条例、予算の審議及び給与公表などを通じて明らかにされていいますが、市民のみなさんに、分かりやすい給与の実態を特集としてお知らせいたします。

※ この特集は横書きですが、ファイル保存のため、右開きとさせていただきます。

○ 人件費の状況

昭和59年度中に市長、助役、収入役等の特別職の職員及び一般職の職員に支払われた人件費の総額は20億6,609万4千円で、市の歳出総額の19.8パーセントとなっています。

(普通会計決算)

区 分	住民基本 台帳人口	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 (B/A)	58年度の 人件費率
59年度	(60.3.31) 人 74,393	千円 10,435,563	千円 123,786	千円 2,066,094	% 19.8	% 16.8

(注) 人件費には、市長、議員などの特別職の職員に支給される給料又は報酬、一般職の職員に支給される給料及び諸手当のほか、共済組合負担金、退職手当、災害補償費などが含まれています。

春日市の人件費率（決算総額に占める人件費の割合）は上の表のとおり19.8%であり、国の地方財政計画に基づく人件費率（県を含む）は29.3%で、数字的に見ると春日市の人件費はかなり圧縮されていると言えます。

○ 職員給与費の状況

昭和61年度の一般職の職員410人の給与費の予算額は、18億7,222万9千円で、1人当たりの給与費は456万6千円となっています。

(普通会計予算)

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり給 与費(B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
61 年度	人 410	千円 1,128,560	千円 238,767	千円 504,902	千円 1,872,229	千円 4,566

(注) 1 給与費及び職員数は、当初予算に計上された額及び人数で、人事院勧告に基づく給与改定分として1%分の必要額を含んでいます。
2 職員手当には、退職手当及び児童手当は含まれていません。



○ 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況

一般行政職及び技能労務職の職員の平均給料月額等は、次のとおりとなっています。

(昭和60年4月1日現在)

区 分	一 般 行 政 職			技 能 労 務 職		
	平均給料月額 (基本給)	平均給与月額 (諸手当を含む)	平均 年齢	平均給料月額 (基本給)	平均給与月額 (諸手当を含む)	平均 年齢
春日市	円 211,133	円 264,559	歳 35.3	円 175,484	円 198,174	歳 42.1
国	219,097	—	39.8	198,533	—	47.4

- (注) 1. これらの額は、昭和60年地方公務員給与実態調査に基づくもので、給与改定前の額です。
2. 一般行政職とは、行政職の職員のうち税務職、看護婦及び保健婦職の職員を除いた職です。

メモ

国の給与月額が空覧になっている。これはいろんな職種があり、人数が多く、平均が出しにくいということであろうか。

給料月額で国より春日市が低いのは構成職員の平均年齢が低いからです。



○ 職員の初任給の状況

学校卒業後直ちに職員に採用された場合の初任給と採用後2年を経過した時点での給料月額は、次のとおりとなっています。

(昭和61年4月1日現在)

区 分		春 日 市		国	
		決定初任給	採用2年経過日 給料額	初 任 給	採用2年経過日 給料額
一般行政職	大学卒	113,200円	132,200円	113,200円	125,100円
	高校卒	98,600円	109,100円	95,500円	101,700円

○ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の様況

職員の給料月額、普通昇給（1年間に1回昇給）や人事院勧告に基づく給与改定等により、経験年数が増すに従って増えていきます。経験年数が10年、15年及び20年のそれぞれの職員の平均給料月額は、次のとおりとなっています。

（昭和61年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	198,625円	242,367円	300,300円
	高校卒	該当者なし	216,175円	270,667円

（注） 経験年数とは、卒業後直ちに採用された場合には、採用後の年数を、採用前に民間に勤務した経歴のある場合は、その期間を換算し、採用後の年数に加算した年数をいいます。

○ 一般行政職の級別職員数の様況

職員は、従事する職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、給料表に定める級に格付けされることになっていますが、一般行政職の職員の級ごとの標準的な職務内容、その職員数及び構成比は、次のとおりとなっています。

（昭和61年4月1日現在）

区 分	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	計
標準的な職務内容	部長 次長	課長	係長 主査	主査 主任	主任	主事 技師	主事 技師	主事 技師	
職員数	人 8	人 23	人 66	人 17	人 136	人 39	人 16	人 8	人 313
構成比	% 2.6	% 7.3	% 21.1	% 5.4	% 43.4	% 12.5	% 5.1	% 2.6	% 100
1年前の構成比	% 2.6	% 7.4	% 21.3	% —	% 53.5	% 8.4	% 4.5	% 2.3	% 100
5年前の構成比	% 2.0	% 7.5	% 19.5	% —	% 50.5	% 9.9	% 5.8	% 4.8	% 100



管理職

- （注） 1 標準的な職務内容は、それぞれの級に該当する代表的な職名です。
2 部長、次長及び課長については、61年1月から1級づつ引き下げています。

○ 昇給期間短縮の状況

職員の昇給期間短縮の状況は、次のとおりです。

区 分	行 政 職		技 能 労 務 職	
	60年度	59年度	60年度	59年度
職 員 数 (A)	349 人	343 人	75 人	74 人
普通昇給期間 (12~24月) を短縮して昇給した職員数 (B)	50 人	58 人	20 人	11 人
比 率 (B) / (A)	14.3 %	16.9 %	26.7 %	14.9 %

○ 職員手当の状況

各種手当は、それぞれの状況によって支給されます。

● 期末・勤勉手当・退職手当

(昭和61年4月1日現在)

区 分	春 日 市		国		
	支給月	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
期末・勤勉手当		(60年度支給割合)		(60年度支給割合)	
	6月期	1.4 月分	0.5 月分	1.4 月分	0.5 月分
	12月期	1.9 月分	0.6 月分	1.9 月分	0.6 月分
	3月期	0.5 月分	— 月分	0.5 月分	— 月分
	計	3.8 月分	1.1 月分	3.8 月分	1.1 月分
退職手当	区 分	自己都合	勲奨・定年	自己都合	勲奨・定年
	勤続20年	26.25 月分	34.65 月分	21.0 月分	28.875月分
	勤続25年	44.55 月分	44.55 月分	33.75 月分	44.55 月分
	勤続35年	63.525月分	63.525月分	47.5 月分	62.7 月分
	最高限度額	63.525月分	63.525月分	60.0 月分	62.7 月分
	退職時特別昇給	20年以上勤務 1号給	1~2号給	20年以上勤務	1号俸
その他の加算措置	制度なし		定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		
60年度1人当たり平均支給額			2,683 千円		(国は公表していない)

● 調整手当

調整手当 (61年 4月1日)	支給率	6%
	支給対象職員数	430人
	国の制度(支給率)	3%
	支給対象職員1人当たり 平均支給年額(60年度)	163,683円



● 特殊勤務手当

特殊勤務手当 (60年度)	区 分		全 職 種
	職員全体に占める支給対象職員の割合		8.0%
	支給対象職員1人当たり平均支給年額		49,314円
	手 当 の 種 類 (手当数)		7 種類
	代表的な手 当の名称	支給額の多 い手当	社会福祉業務手当 月額5,000円 徴収手当 月額4,000円 施設勤務手当 月額4,000円
	多くの職員 に支給され ている手当	施設勤務手当 17人 徴収手当 11人 社会福祉業務手当 6人	

● 時間外勤務手当

時間外勤務手当	60年度	支 給 総 額	54,273千円
		職員1人当たり支給年額	128千円
	59年度	支 給 総 額	43,742千円
		職員1人当たり支給年額	105千円

○ 調整手当—生活をする地域の物価等を考慮して決められる。福岡都市圏ということで福岡市と同じ6%としています。

国の場合は勤務する地域により10%以内としています。

○ 特殊勤務手当—勤務条件が一般の職員と異なる場合などに支給される。(日曜勤務、税金徴収、ゆきだおれ人の収容など)

○ 時間外勤務—原則として、春日市では給料の5%以内で止めるように予算が計上されているが、各課、各係によって異なります。

一口メモ



● 扶養手当・住居手当・通勤手当

(昭和61年4月1日現在)

区分	内 容	支 給 額 (春日市)	国の制度と異なる内容
扶養手当	扶養親族のある職員に支給されます。	配偶者14,000円・2人まで4,500円。3人以上1,000円。(配偶者なし1人目9,500円)	(国と同じ)
住居手当	借家に居住し一定額を超える家賃を支払っている職員又は持家に居住している職員に支給されます。	借家居住者(支給限度額) 15,000円 持家居住者 2,500円	持家居住職員の場合、国は1,000円(新築等の日から5年を経過するまでの間は2,500円)ですが、本市は、2,500円です。
通勤手当	通勤のために交通機関等を利用してその運賃等を負担している職員又は交通機関以外(自動車等)で通勤している職員に支給されます。	運賃相当額(支給限度額) 24,000円	(1) 自転車等使用者の通勤手当について国は距離段階別定額制ですが、本市はもよりの交通機関等の運賃相当額制です。 (2) 国は、原則として通勤距離2km以上の者を対象にしているが、本市は住み込み者以外を対象にしている。

○ 給与水準の状況

当該団体の給与水準を国と比較する一つの方法として、ラスパイレス指数による方法があります。このラスパイレス指数は、職員構成を同一にして、職種別、学歴別及び経験年数別に区分した職員数と平均給料月額を用いて算出するものであり、国を100とした場合昭和60年4月1日現在の本市職員のラスパイレス指数は110.6となっております。

ム
ヒ
ロ
メ
モ

昭和61年1月1日、市職員の給料表を国が示す等級に合わせ、また、全職員とも3か月の昇給延伸を実施し、給与の適正化に取り組みました。このため、本年4月1日現在のラスパイレス指数は110を下まわり108程度になると思われます。

なお、60年4月1日現在の全国の市(政令市を除く)の平均指数は、107.5です。



○ 特別職の報酬等の状況

市長、助役及び収入役の給料月額並びに市議会の議員の報酬月額は、次のとおりとなっています。また、これらの職員には、期末手当が支給されますが、その支給率は、年間3.8月分となっています。

(昭和61年4月1日現在)

区 分		給料月額等	期 末 手 当
給 料	市 長	600,000 円	(60年度支給割合)
	助 役	510,000 円	
	収 入 役	490,000 円	
報 酬	議 長	385,000 円	6月期 1.4 月分
	副 議 長	345,000 円	12月期 1.9 月分
	常 任 委 員	325,000 円	3月期 0.5 月分
	議 員	315,000 円	計 3.8 月分

※ 昭和六十一年四月一日から市長四万円・助役三万円を引き下げている。

給与の適正化に努めています

今年に入って、人事院勧告完全実施の論議を契機に、市民への説明不足から、職員給与の実態について、「分りにくい」「高すぎる」「市民感情無視」などの厳しいご意見をいただきました。

市ではこの職員給与のより一層の適正化をはかるため、市長、助役の給料を下げ、課長以上の管理職の給料を国の指導により従来の九級、八級からそれぞれ一級づつ下げました。

また、職員の昇給を三か月延伸ばしました。現在も労使一体となって、給与、職員定数などの適正化に向けて取り組んでいます。

春日市は、全国に先がけて情報公開制度を採用いたしております。

給与について、分らないことや、もっとくわしく知りたい方は電話での問い合わせ、または、情報閲覧コーナーへおこしください。個人のプライバシーを侵害しない範囲でお知らせいたします。(総務課)

人事院勧告とは

一般職の国家公務員の給与について人事院が国会及び内閣に対して行う勧告制度をいいます。

この勧告は、公務員が労働基本権を厳しく制約され、給与決定に直接参加できないための代償措置で、職員の給与を民間の給与に均衡し、適正に決定するために行われているものであり、制度の趣旨にかながみ、十分に尊重されるべき性格のものであります。

なお、人事委員会がない地方公共団体においては、この勧告に基づいて給与改定を行っています。